

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人》・研修生	2026年度 秋季
外国語 (日本語)		

《解答又は解答例》

- (1) 確かな法的ルールがあることを前提として、そのルールに合っているかいないか、適法か違法か、白か黒かをはっきり決めてゆこうというモデル。
- (2) 裁判において事件の解決を導くにあたり、事案につき（人間の理性から導き出されたとする）明確な法規（法的ルール）を適用することで、結論として明確な判断を導くこと。
- (3) 西洋において、伝統的に、人間の理性から導き出されたものとして正当化される、確かな法的ルールに基づく秩序が形成されてきたと信じられてきたが、そこでの秩序というのは、実際にはレトリックによる結論の押しつけを意味するにすぎないことも稀ではない。
むしろ、今までのように一見確かに思えるルールに頼れないとしても、それはわれわれが本当の意味で自立すること、既成観念を反映したルールにとらわれずにみずから社会秩序を自由にデザインしてゆけるようになったことを意味する。

- (4) ※この小問については、後半部分の問いにつき具体的な解答例を示すことはできないため、下記のとおり解答の指針を示すことにします。
解答にあたって、まず、前半においては、筆者が『あれかこれか』の法文化」をどのように評価しているかについて、下記の解答例のように要約をした上で、後半においては、受験生自身の評価と見解を論述することが求められます。
後半では、①現代において、従来の明確な法的ルールの適用に依拠するモデルの法文化の限界が認識されるようになりつつあるとして、この法文化の価値について積極的又は消極的のいずれの評価を行うのか、また、②そのような評価を行う根拠をどのように考えているのかを的確に示すことが採点基準となります。

＜解答例＞

筆者の述べる、『あれかこれか』の法文化」とは、確かな法的ルールがあることを前提として、そのルールに合っているかいないか、適法か違法か、白か黒かをはっきり決めてゆこうというモデル（法の「適用モデル」ないし「包摂モデル」）の文化を意味する。このようなモデルの法文化は、古代ローマ以来、西洋において発展し、人間の理性から導き出される確かな法的ルールに基づくものとして正当化されてきた。しかし、西洋でも、社会システムの複雑化、価値の多元化に伴って、明確な法規の「適用」によって「あれかこれか」をはっきりさせることは、次第に困難になっており、また、そもそも理性というものをそんなに信用してよいかどうか問題であるとして、上記の法文化に対して筆者は消極的な評価を行っている。

このような筆者の評価について、私も以下の理由により賛同する。／私は以下の理由により疑問を持っている。＜以下略＞

法政大学大学院
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人》・研修生	2026年度 秋季
外国語 (日本語)		

《出題の意図》

本問は、法学に関する文章（村上淳一『〈法〉の歴史』（東京大学出版会、1997年）182-186頁）を通じて、受験者の日本語に関する読解力や文章力を問うものである。

【設問】のうち、(1)から(3)までは、上記文章の文脈に即して、文章内容を正確に読解することができるかを問うものである。また、(4)は、上記文章全体を通じて筆者の見解を正確に把握することができるかを問うとともに、受験者自身の考えを正確な日本語で適切に示すことができるかを問うている。